

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第4回]

議 事 録

令和2年8月25日(火)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和2年8月25日(火)
10時00分～11時05分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員14名)

(公益委員)
阿部 未央 委員
伊藤 吉明 委員
コーエンズ久美子
村山 永 委員
山上 朗 委員

(労側委員)
柏木 実 委員
金子 浩 委員
蒲原 清天 委員
高橋 英樹 委員
長瀬 久子 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

【欠席委員】(使側委員) 太田 宏明 委員

(山形労働局) 局 長 河西 直人

(事務局) 労働基準部長 中井 正和
賃金室長 阿部 浩志
賃金室長補佐 滝川 純子
賃金指導官 中里 康浩

4 議 事

- (1) 最低賃金審議会の見解に関する異議の申出について
- (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 そ の 他

6 閉 会

令和2年度 第4回 山形地方最低賃金審議会

【R2. 8. 25 (水)】

- 会 長 本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
ただ今から、本年度第4回の山形地方最低賃金審議会を開催いたします。
最初に、本日の出席者について事務局からの報告をお願いします。
- 賃金室長 本日は、使側の太田委員が欠席となっておりますが、構成員15名中14名出席しており、委員総数の3分2以上の出席となっておりますので、最賃審議会令第5条第2項による定足数は満たしており、審議会は有効に成立していることをご報告いたします。
また、本日の審議会は公開となっておりますので、8月11日に傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、5名の申込みがあり傍聴いただいております。また、報道機関からも5社の申込みがあったことをご報告いたします。
なお、カメラ撮影は頭撮り、諮問文、答申文の手交場面を許可しておりますので併せて報告いたします。
- 会 長 それでは、本日の議事録署名委員ですが労側は柏木委員、使側は丹委員にお願いをいたします。
議事に先立って、事務局から全国の地域別最低賃金の改定状況の資料について説明をしてください。
- 賃金室長 資料No.2の1と2をご覧ください。全国の答申状況でございます。資料の2の1につきましては、都道府県順に並べているものでございます。今回の引上げ額を見ていただきますと、据置きが7都道府県、内訳としましては、ランク別にみますとAが2つ、Bが3つ、Cが2つとなっております。1円の引上げが17県、内訳を同じく申し上げますと、Aが2つ、Bが6つ、Cが9つとなっております。2円の引上げが14県ございます。内訳はAが2、Bが2、Cが2、Dが8になっております。3円の引上げも9県ございます。内訳はCが1、Dが8ということであります。また、全国の加重平均としまして1円アップして902円になっております。
効力発生日につきましては、ご覧のとおり10月1日と10月3日が多い状況となっておりますが、答申がお盆の週にずれ込んでいるところにおきましては、7日や8日になっているところもある状況でございます。
続いて資料No.2の2をご覧くださいと思います。これは時間額が高い順に並べたものでございます。このうち色を付けたものが東北のものでございます。ご覧いただきますと、宮城Cであります。1円、福島・秋田が2円、山形・青森・岩手が3円となっております。また、Dランク16県ございますが、

内訳をみますと3円が8県、2円が8県という状況になっております。
以上でございます。

会 長 　　ただ今の事務局の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

（質問なし）

会 長 　　それでは議事に入ります。初めに8月7日の当審議会の答申に対する異議申出がありましたので事務局より報告をお願いします。

賃金室長 　　8月7日の答申をいただきました後、直ちに異議申出の公示を行いましたところ、山形県労働組合総連合議長勝見忍氏、山形県医療労働組合連合会渡辺勇仁氏より、令和2年8月21日に最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がございました。

資料No.1として配付をさせていただいておりますが、本日の議事に資するため、委員の皆様方には先にご連絡をさせていただいております。

会 長 　　それでは、8月7日の当審議会の答申に対する異議の申出がありましたので、山形労働局長より異議の申出に関する諮問を受けることといたします。

局 長 　　（諮問文読み上げ後、会長へ諮問文手交）

（事務局：諮問文写を各委員に配布）

会 長 　　これより審議に移りますので、報道機関の皆様はカメラ撮りを中止し、ご着席をお願いいたします。

では、異議申出の内容について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　（資料No.1により、異議申出の内容について説明（読み上げ））

会 長 　　8月7日に当審議会で、山形県地域別最低賃金について時間額3円引き上げて793円とするという答申をした訳ですが、それに対して異議の申出がありました。そこで、先程山形労働局長から異議申出に対する意見を求められております。それで、各側からご意見を頂戴したいと思います。

まず最初に労側委員からお願いいたします。

柏木委員 　　労働者委員の柏木です。私たち労働者側委員としてですね、異議申出された中身、地方最低賃金の目指すべく方向性や水準についての思いというのは同じ思いであります。公開の最初の場においてもですね、今回労働者側の主張を述べておりますし、異議申出された団体の方々も傍聴席におられてご

承知のことと思います。私たち労働者側としてはですね、今後も最低賃金の大幅な引上げの運動を展開しながら広く県民に訴えて行くつもりでありますし、今回連合山形がコロナ禍の中において、街頭活動出来ない中での街頭署名「最低賃金の大幅な引上げを求める署名」に4万筆を超える署名を頂いたということに関しては、県民の皆さんの最低賃金の大幅な引上げを求める声がかかなり有るというふうに認識しているところであります。この異議申出の中でご指摘の課題を含めて専門部会、公益側の委員、使用者側委員としっかり議論をさせていただきましたし、本年は新型コロナの影響で中央での目安提示がされないとかたかも据え置きというのが前提であるような、そんな報道の中からの審議だったと思います。結果的には3円引上げには残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、その上で得た結論でありますし、この異議申出については却下が相当であるというふうにさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。
 では次に、使用者側委員お願いいたします

丹 委 員 県労連さん、或いは医労連さんの提出された異議申出の理由、要求について私達も同意見だという部分はございます。例えば、中小企業零細企業に対する財政支援等々、後は社会保険料率の事業主負担軽減等ですね、今中小企業零細企業がおかれた状況を顧みると、どうしてもこうした手厚い支援というのが求められていると思います。プラスコロナ禍で事業継続を断念せざるを得ないという企業も相次いで出て来ております。こうした中で、最低賃金の審議に臨んだ訳ですけれども、目安額は示されませんでしたけれども、国のと言いますか地域も含めて大まかな流れ、今の現状はこうだねというような雰囲気は十分伝わる目安と言いますか見解の提示だったと思います。そうした中で3円の引上げという結果になった訳ですけれども、使用者側にとっては必ずしも満足な結果とはもちろん言えません。そういうことで採決の場では反対の立場をとらせていただきました。こうした状況を踏まえても、先程労側の委員が仰ったように公益も含めて労使が可能な限り審議を尽くさせていただいたという自負がございます。ですから、必ずしも自分達の側にとって満足のいかなかった結果だとしても、審議結果或いは決定は尊重されるべきだと考えております。

会 長 ありがとうございます。
 公益委員からもご意見がありましたらお願いいたします。

村山委員 公益委員の立場から一言意見を述べさせていただきます。既に労側、使側からありましたように、この異議申出書に触れられている各種の論点につきましては、審議会の中におきましても、主として労側の方からご意見として出され、それについて議論を尽くしそれを全て盛り込んだ上で結論に至った

という経緯となっておりますので、改めてこの異議に基づいて審議をし直し、結論を見直すという必要はないというのが結論であります。5点ほどご指摘いただいている部分がありますが、その中にはこの審議会の守備範囲を超えるご指摘が目立ちます。法改正を前提とする立法、或いは政策権限にわたるようなご指摘があり、そのご指摘自体は間違っているとかそういうふうなことは毛頭ございませんが、この審議会の所管を超えるものと言わざるを得ません。これらは、立法府なり政治の方への働きかけによって実現を図っていただく他ない部分であろうというふうに考えております。この審議会は、現行の法律を前提として与えられたその枠内での審議を行うものでありまして、積極的な立法提言、政策提言を求められている審議会ではないということをご理解をいただきたいと思っております。それから、この度3円引上げということになりました。昨年と比べてみますと、昨年は790円で15県が横並びで一番安い金額で最下位という状況でありましたが、この15県が今年は3円を引き上げた8県と2円引き上げた7県にばらけました。山形は3円引き上げた方の8県に入りましたので、最下位を脱出する形になっております。各種の経済資料に基づくランク付けの元になる数値がございます。県民所得ですとか、消費者物価、高卒初任給などいろんな経済データを都道府県別に並べて総合的な指数にした評価がございますが、その総合評価でいきますと山形県は47都道府県の内上から34番目、下からですと14番目という位置付けになっております。現行の都道府県別の最低賃金を前提にする限りにおいては、この序列というのはかなり重要視しなければならないものであらうと、私個人的には考えております。その序列との比較で言いますと、今回は33位タイで最下位を脱出しているという位置付けになっておりますので、少なくとも総合指標との対比においてはおかしい決定にはなっていないものというふうに考えます。また、過去の経済的に大きな影響を及ぼす事象が起きた年との比較で言いましても、2008年のリーマンショックを受けた2009年の最低賃金、それから東日本大震災を受けた平成23年の最低賃金、それぞれいずれも引上げ2円で行いました。今回は3円の引上げということになっております。このような点も加味いたしますと、先だって答申いたしました3円の引上げというのは妥当なものであるというふうに考えます。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

会 長 他にご意見のある委員の方はいらっしゃいませんか。

(意見なし)

会 長 皆様のご意見を総合しますと、8月7日の答申につきましては、十分なる審議をした結論であるということで、本審議会の答申どおり決定することが適当であるというご意見になるかと思っておりますが、全会一致で本審議会の答申どおりとするというふうに決定することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

会 長 ではそのように決定をいたし、その旨山形労働局長に答申することといたします。

答申文を作成いたしますので、一旦休憩といたしますが、事務局はどれくらいの時間を必要としますか。

賃金室長 5分程度お願いいたします。

会 長 それでは、休憩といたします。

(休憩)

会 長 それでは審議を再開いたします。
答申文案の写しを各委員に配布してください。

(事務局：答申文案の写を各委員に配布)

会 長 事務局で答申文案を読み上げてください。

賃金室長 (答申文案読み上げ)

会 長 ただ今事務局にて読み上げた答申文につきまして、このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、この答申文で山形労働局長に答申することといたします。

(会長から局長へ答申文を手交)

会 長 それでは、局長からご挨拶を頂戴したいと思います。

局 長 早速のご審議により結論をいただきました。山形労働局といたしましては、この結論を踏まえまして8月7日の答申どおり官報公示等所定の手続を進めてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

会 長 事務局の方から、今後の事務手続の流れについてご説明をお願いします。

賃金室長 ただいま異議申出に關しての答申をいただきましたので、直ちに官報公示の
手続を取ることといたします。その結果、9月3日に官報公示、10月3
日の効力発生となります。

会 長 皆様からご質問等ございませんか。

(質問なし)

会 長 それでは次の議事に移ります。

前回の本審議会に引き続きまして、4件の産業別の山形県特定最低賃金改
正の必要性の有無についての審議をしたいと思ひます。前回の本審におきま
して、労使双方からご意見をいただきましたが、引き続き審議を行います。
4件の産業別の山形県特定最低賃金改正の必要性の有無についてご意見い
ただきたいと思ひます。まず、労働者側からお願いいたします。

柏木委員 特定最低賃金の必要性に係る意見ということで、前回特定最賃改正決定の
必要性について申出書、そして疎明資料に基づいて説明させていただきました。
特定最低賃金の適用については、昨年引き続き一般産業用機械製造
業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、そして自動車整
備業、自動車・同附属品製造業の以上4つの業種について、県内経済に影響
力のある基幹的産業として位置付けその産業にふさわしい適正な賃金水準
を担保するために特定最低賃金の設定が必要であるということをお願いいた
したつもりでございます。しかしながら、県内の令和元年度の厚生労働省のホ
ームページからですが、高卒初任給が156,500円ということで時給換
算しますと954円となっており、特定最低賃金との乖離も年々広がってき
ている状況だということでありまして、これだけ低額で影響率の低い特定最
低賃金が続けばですね、本来特定最低賃金を持つより高いレベルでの公正競
争の確保という趣旨が発揮できない状況となってきたということをご
指摘させていただきたいと思ひます。また、南東北隣県との格差拡大を是正
し、そして人口流失問題これも地域別最賃でも訴えさせていただきましたけ
れども、この問題や生産年齢人口の確保対策と持続可能な地域社会、地方ソ
ーシャルコンセンストという観点からもですね、大幅引上げの必要性は正に今
にあるというふうに思っておりますので、前向きな議論を要請させていただきます。

会 長 ありがとうございます。続きまして使用者側からご意見をお願いいたし
ます。

丹委員 既に前回の審議会で審議には応じますという方針を述べたつもりだった
ですけれども。我々はですね、労働側と逆の意味で何で特定最賃の設定が必

要なのかなと、必要度というのは年々低くなっているんじゃないかなと感じます。実態として一般最賃よりも相当高い賃金レベルが既にあるということが1つ。あとは、各最低賃金の部会にある業種等々がこのままで果たしているのか、県内の実態に見合っているのかというような疑問もございます。そういった様々な意見はあるんですけども、どういう形にしろこれまで労使がお互いに培ってきた歴史というものがございますので、特定最賃を話し合っていこうという申出なので、こちらとしてもその場に臨みたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。それでは、他の委員でご意見のある方いらっしゃいませんか。

(意見なし)

会 長 ただ今、労使の方からご意見をいただきましたが、少なくとも必要性有りとする答申を行うという点では一致しているというふうに認識をいたしました。よろしいですか。

(意見なし)

会 長 それでは、必要性有りという答申をするということを全員一致で決定いたしましたので、その旨労働局長に答申することといたします。答申文の作成は5分程度でよろしいですか。

賃金室長 はい。

会 長 それでは、答申文作成のため5分程度要しますので、休憩といたします。

(休憩)

会 長 審議を再開します。
答申文案を皆さんにお配りください。

(事務局：答申文案の写を各委員に配布)

会 長 事務局に読み上げていただきますけれども、答申の結論部分ということで読み上げてください。

賃金室長 (答申文読み上げ)

会 長 答申文を確認いただきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 この答申文を諮問を受けた山形県特定最低賃金の必要性に対する当審議会の答申として、山形労働局長に答申文を渡したいと思います。
報道機関の方の撮影を許可します。

(会長から局長へ答申文を手交)

会 長 局長から一言いただきたいと思います。

局 長 ただ今、8月7日の審議会におきまして諮問いたしました4件の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申をいただきました。

これより、4件の山形県特定最低賃金について一括して金額改正の諮問をさせていただきます。

大変お忙しい中恐縮ではございますが、引き続きのご審議方よろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、引き続き山形労働局長から山形県特定最低賃金の改正について諮問を受けることといたします。

(局長より会長へ諮問文を手交)

(諮問文の写しを各委員に配付)

会 長 ただ今、4件の特定最低賃金の金額改正についての諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設置することとなります。
専門部会の委員の任命等について事務局から説明して下さい。

賃金室長 申し上げます。各専門部会の労使の委員につきましては、最低賃金法第25条第4項及び最低賃金審議会令第6条第4項に基づきまして、労使各側から推薦をいただいて局長が任命をすることとなります。

本日より9月9日まで推薦公示をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、公益の委員については、本審公益委員の中から任命されることとなります。

会 長 次に、特定最低賃金の改正の効力発生日についてであります。これまで確認してきましたとおり、本年12月25日ということにしたいと思っております。

が、皆様ご異議ありますでしょうか。

(異議なし)

会 長

それでは、効力発生日を12月25日といたします。後程事務局から説明がございますが、官報公示手続等から労働局長に対する答申の期限が10月26日となります。産業別の審議日程については、合同専門部会で決めていただくことになる訳ですが、労使各側委員及び推薦された業界からの代表委員には、大変お忙しい中での審議をお願いすることとなります。

つきましては、特段のご配慮をいただきまして10月26日までの答申に向けてのご審議をよろしくお願いいたします。

事務局から他に何かありましたらお願いいたします。

賃金室長

最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の意見聴取に関する公示を本日より9月14日まで行います。意見が提出された場合は、専門部会に報告をいたします。

次に、特定最賃の専門部会の開催日時、開催場所等について申し上げます。第1回の専門部会については、各部会とも部会長と部会長代理の選出、専門部会の運営規程の審議と専門部会の審議日程が議題となる予定であることから、合同での専門部会とさせていただこうと考えております。

日程については、9月24日木曜日の午後1時30分からの開催とし、場所は労働局大会議室とさせていただきたいと考えております。

本審委員以外でご推薦がありました各委員に対しましては、9月24日の出席案内とその後の審議日程の予定を連絡することといたします。

なお、答申日につきましては、先程会長のお話にもありましてとおり発効日の都合上10月26日が最終となりますが、本審委員の皆様のご都合を確認しましたところ、その10月26日月曜日午前10時から本審を開催し、答申をお願いする予定とさせていただきたく提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長

これまでの事務局からの説明等につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

会 長

それでは、9月24日合同専門部会の開催、10月26日本審議会の開催につきましてはよろしいでしょうか。また、ともに公開で行いたいと考えておりますが、これについてもよろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長 9月24日に合同専門部会、10月26日に第5回本審議会を開催することについて、事務局の案のとおり実施することといたします。また、両日も公開で開催をいたします。

他に各委員から何かございましたらお願いいたします。

蒲原委員 お疲れ様でございます。労働委員の蒲原でございます。

これから10月3日の効力発生に向けて、官報等を労働局にさせていただきますが、地方最低賃金3円引上げが雇用調整の引き金にならないように、とりわけ雇止めとかですねそういう引き金にならないように、今ある助成金制度の周知徹底と雇用調整助成金がコロナの関係でどんどん伸びていたり改正されたりしていますので、ぜひその周知徹底を含めてしていただきたいと思います。現在未満率が1.8%あるという事もありますので、縮小に努めていただければなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 他にはございませんでしょうか

(意見なし)

会 長 無いようでしたら、これにて本日の審議会は終了といたします。
ありがとうございました。